

教育委員会定例会日程

令和3年（2021年）5月25日

1 開 会

2 前回会議録の承認

3 会議録署名委員の決定

4 議事

日程第1

議案第18号

小田原市文化財保護委員会委員の委嘱について (文化財課)

5 報告事項

(1) 青少年の体験交流事業等について (資料1 青少年課)

(2) 学校運営協議会委員の任命について (資料2 教育総務課)

(3) ステップアップ調査について (資料3 教育指導課)

6 協議事項

(1) 小田原市立幼稚園の園児数減少への対応指針の策定について (資料4 教育総務課)

7 議事

日程第2

議案第19号

令和4年度使用教科用図書採択方針について (教育指導課)

日程第3

議案第20号

市議会定例会提出議案（令和3年度小田原市一般会計補正予算）に同意することについて【非公開】 (教育部)

8 閉 会

議案第18号

小田原市文化財保護委員会委員の委嘱について

小田原市文化財保護委員会委員の委嘱について、議決を求める。

令和3年5月25日提出

小田原市教育委員会

教育長 柳下 正祐

小田原市文化財保護委員会委員名簿(案)

(任 期 令和3年6月1日～令和5年5月31日)

氏 名	職 業 等	専 門	新・再
あいざわ まさひこ 相澤 正彦	大学教授	美術(絵画)	再任
いわはし きよみ 岩橋 清美	大学准教授	歴史(近世史)	再任
おおやつ さなえ 大谷津 早苗	大学教授	民俗	再任
おかもと たかゆき 岡本 孝之	神奈川県考古学会会長	歴史(考古)	再任
かつやま てるお 勝山 輝男	元神奈川県立生命の星・地球博物館学芸員	自然科学	再任
きら よしえ 吉良 芳恵	大学名誉教授	歴史(近代史)	再任
とりい かずお 鳥居 和郎	元神奈川県立歴史博物館学芸員	歴史(中世史)	再任
ひらた だいじ 平田 大二	神奈川県立生命の星・地球博物館館長	自然科学	再任
まつかげ あきのり 松蔭 宣徳	城郭研究家	城郭	再任
よしだ こういち 吉田 鋼市	大学名誉教授	建築	再任

※委員は五十音順。敬称略。

青少年の体験交流事業等について

1 指導者養成研修事業 「おだわら自然楽校」

青少年健全育成の担い手として継続的に活躍できる青少年指導者の発掘・育成・資質向上を目的とした研修事業です。

(1) 期日・場所・内容

期日	場所	研修プログラム	レベル
令和3年 7月11日(日)	小田原市内海岸 国府津学習館	ビーチコーミングと真夏の体験活動におけるリスクマネジメント	基礎
令和3年 9月11日(土)	箱根ジオパーク 森の散歩道 箱根湿生花園	箱根の植物を知る「箱根湿生花園と森の散歩道」	応用
令和3年 10月16日(土)	小田原市いこいの森	キャンプ技術のおさらいと子どもたちの安全管理	応用
令和3年 11月13日(土)	未定	森を散策して自然を感じよう	基礎
令和3年 11月20日(土)	未定	身近な公園で自然体験プログラム	基礎
令和3年 12月4日(土)	PAA21 ロープスコース	ゲーム de グループビルド	応用
令和4年 3月12日(土)	生涯学習センター けやき 芸術工芸室	雨天プログラム研修 ～木工作を子どもに教えよう～	応用

(2) 対象・人数 青少年育成、体験活動に携わる、また関心のある高校生以上の方
各回 30名(先着順) 研修ごとに募集

(3) 受講料 各プログラム 1,500円

2 青少年交流事業 「チャレンジ アンド トライ」⇒【中止】

小田原市子ども会連絡協議会の補助事業に移行。

(令和2年度事業中止)

(令和元年度実績)

各地区子ども会の代表児童(各地区男女1名ずつ、計40人)が集い、地域の子ども会活動などでリーダーとして活躍できるよう、各種プログラムを体験します。

(1) 期日 令和元年6月30日(日)

(2) 場所 小田原アリーナ・サブアリーナ

(3) 内容 体験・交流プログラムほか

(4) 参加募集 小学6年生・40人(男20人/女20人) ※各地区の子ども会から選出

3 地域少年リーダー養成講座 「きらめきロビンフード」 【中止】

子どもたちが、新しい仲間と一緒に自然体験やキャンプスキルを習得する中で、地域で活躍できる“少年リーダー”としての自覚と行動力を身につけていくことをねらいとしています。2泊3日のキャンプ（宿泊研修）を中心とした全4回の年間講座です。

（令和2年度事業中止）

（令和元年度実績）

（1）期日・場所・内容

	期 日	場 所	内 容
第1回	令和元年7月20日（土）	市役所	オリエンテーションほか
第2回	令和元年8月17日（金） ～19日（月）	小田原市いこいの森	キャンプ（野外炊事含む） 自然体験ほか
第3回	令和元年10月26日（土）	市役所	記念誌づくりほか
第4回	令和2年2月29日（土） （中止）	小田原市いこいの森	修了証書授与ほか

（2）参加募集 小学5・6年生 定員48人

（3）指導者 小田原市青少年育成推進員協議会、シニア・リーダーズ・クラブ
ジュニア・リーダーズ・クラブ

（4）参加費 4,000円

4 地域・世代を超えた体験学習 「あれこれ体験 in 片浦」

参加者である小学5・6年生が、学校や学年を超えたコミュニケーションを図り、また、世代の異なる大人（指導者）たちと交流をしながら、創造性や自立心、豊かな人間性を育むことのできるよう、宿泊体験学習を実施します。

なお、この事業は、指導者養成研修事業「おだわら自然楽校」受講生の実践の場としての性格を併せもっています。

今年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、宿泊を伴わない形式で実施する予定です。

（1）期日（現在調整中）

	期 日	内 容
第1回	令和3年 7月 下旬	AM オリエンテーション PM 体験プログラム
第2回	令和3年 8月 月上旬	AM オリエンテーション PM 体験プログラム

- (2) 場所 片浦地域
- (3) 内容 仲間作り／体験型ウォークラリー／ふりかえり（発表）／施設清掃 ほか
- (4) 参加募集 小学5・6年生 定員：各30名 計60人
- (5) 指導者 地域・世代を超えた体験学習実行委員会（おだわら自然楽校受講者）
- (6) 参加費 調整中

上記事業のほか、地域世代を超えた体験学習事業として、将来の指導者の確保を目的とした、ジュニア・リーダーズ・クラブやシニア・リーダーズ・クラブへの加入促進につながる事業を実施。

（令和2年度事業中止）

（令和元年度実績）

	期 日	内 容
第1回	令和元年7月26日（金） ～28日（日） ※2泊3日宿泊体験	・アイスブレイク・グループビルド・体験学習（乗馬・シュノーケリング等）
第2回	令和元年8月3日（金） ～5日（日） ※2泊3日宿泊体験	・アイスブレイク・グループビルド・体験学習（乗馬・シュノーケリング等）

- (2) 場所 片浦小学校及び片浦地域
- (3) 内容 仲間作り／体験型ウォークラリー／ふりかえり（発表）／施設清掃 ほか
- (4) 参加募集 小学5・6年生 定員：60名 計120人
- (5) 指導者 地域・世代を超えた体験学習実行委員会（おだわら自然楽校受講者）
- (6) 参加費 9,000円

5 みんなの夢応援事業【 新規事業 】

子どもたちが自ら課題を設定し、解決に向けたプログラムを大人の協力を得ながら達成するプロセスを通して、社会の仕組みやプロジェクトの手法を学ぶとともに、目的を達成する喜びを知り、社会参画やまちづくりに主体的に関わることの意義を考えるきっかけとする。

- (1) 対象 中学生～高校生、15名程度
- (2) スケジュール
 - 5月15日（土） 第1回キックオフイベント（会場：いこいの森）
 - 5月～8月 企画実現に向けた調整・検討
 - 8月～9月 検討した企画の実施
 - 10月～11月 ふりかえり

学校名	NO	氏名	所属	適用
三の丸小学校	1	渡辺光男	幸地区連合会長・幸25区自治会長	再任
	2	竹田將俊	P T A会長	再任
	3	鈴木あさみ	学識者	再任
	4	門松孝幸	元P T A会長・学識者	再任
	5	西村三奈枝	主任児童委員	再任
	6	一寸木慎也	おやじの会常任幹事	再任
	7	村上文彦	スクールボランティアコーディネーター	
	8	中島正視	城山中学校 校長	再任
	9	中畑幹雄	三の丸小学校 校長	
	10	藤本明美	三の丸小学校 教頭	再任
	11	垂水宏昌	三の丸小学校 教務	再任
新玉小学校	1	池田信彦	新玉小学校育成協議会長	再任
	2	石井綾子	新玉小学校薬剤師	
	3	池田尚文	新玉地区連合自治会長	
	4	松田尚吾	新玉小学校P T A会長	再任
	5	前田江美	新玉小学校P T A副会長	
	6	中谷彰吾	新玉小学校P T A副会長	
	7	大木孝史	新玉小学校歴代P T A会長	再任
	8	大迫智子	新玉連合子ども会会長	
	9	長谷部寛子	新玉地区主任児童委員	再任
	10	未藤晃英	新玉小学校 校長	再任
	11	岩田真由美	新玉小学校 教頭	
	12	井上文子	新玉小学校 教務	再任
足柄小学校	1	奥津竹夫	二川連合自治会長	再任
	2	常盤立夫	井細田一区自治会長	再任
	3	倉石喜七郎	久野坂下自治会長	再任
	4	土屋桂一郎	二川地区民生児童委員協議会長	再任
	5	宇野英子	久野地区民生委員	再任
	6	山本俊夫	足柄学区育成連絡会長	
	7	村山真康	P T A会長	
	8	村田久美子	足柄小学校 校長	再任
	9	中山晋	足柄小学校 教頭	
	10	宇根頼子	足柄小学校 教務主任	再任
芦子小学校	1	穂田芳雄	芦子小学校同窓会長	再任
	2	金子和充	芦子地区連合自治会長・寺町自治会長	再任
	3	萩野太郎	元寺町自治会長	再任
	4	岡田健	芦子地区民児協会長	再任
	5	山口真一	芦子地区民生委員児童委員	再任
	6	若杉伸之	歴代P T A会長・青少年指導員	再任
	7	大井諦三	子ども見守り隊会長	再任
	8	安藤泰俊	芦子小学校前P T A会長	再任
	9	大木健一	芦子小学校P T A会長	再任
	10	本田優美	芦子小学校P T A副会長	
	11	高橋久美子	芦子地区連合子ども会役員	
	12	杉山尚美	芦子小学校 校長	再任
	13	濱島功	芦子小学校 教頭	
	14	藤本雅樹	芦子小学校 教務	再任

学校名	NO	氏名	所属	適用
大窪小学校	1	石幡保雄	大窪地区連合自治会連合会長	再任
	2	下川泉	大窪地区社会福祉協議会長	再任
	3	小林美由紀	大窪地区民生児童委員協議会長	再任
	4	伊豆浦俊美	大窪地区青少年健全育成連絡協議会副会長	再任
	5	成川洋子	大窪地区主任児童員	再任
	6	山田浩子	元小田原市教育委員会教育委員	再任
	7	大木富男	元大窪小学校PTA会長	再任
	8	田口大介	大窪小学校PTA会長	
	9	青木いづひ	大窪学区連合子ども会長	
	10	瀬戸みのり	大窪小学校スクールボランティアコーディネーター	再任
	11	小宮俊子	大窪小学校 校長	再任
	12	木村弘子	大窪小学校 教頭	
	13	小山光則	大窪小学校 教務	再任
早川小学校	1	青木祐伸	早川地区自治会連合会会長	
	2	本田耕士	早川地区民生委員児童委員協議会会長	再任
	3	森田峰子	早川地区主任児童委員	再任
	4	土谷隆之	早川青少年健全育成協議会会長	再任
	5	鈴木和宏	早川学区連合子ども会会長	
	6	青木理加	学識経験者	再任
	7	中島理沙	防犯コーディネーター	再任
	8	鵜塚康祐	PTA会長	
	9	相田千佳	スクールボランティアコーディネーター	
	10	篠島民一	はやかわ地区まちづくり委員会事務局	再任
	11	鈴木一彦	早川小学校 校長	再任
	12	生垣麻美	早川小学校 教頭	
	13	柳原孝昌	早川小学校 総括教諭	再任
山王小学校	1	森正	自治会連合会長（山王東自治会）	再任
	2	譲原平海	山王70区自治会長	再任
	3	剣持正	網一色自治会長	
	4	梶塚孝雄	山王西自治会長	再任
	5	岩田隆一	社会福祉協議会長	再任
	6	柴田千賀子	主任児童委員	再任
	7	古江淳子	主任児童委員	再任
	8	手塚満	青少年健全育成協議会長	
	9	渡邊歩	山王小学校PTA会長	
	10	堀賢一郎	山王小学校 校長	再任
	11	剣持ゆか	山王小学校 教頭	
	12	神保哲也	山王小学校 総括教諭	再任

学校名	NO	氏名	所属	適用
久野小学校	1	湯川増夫	自治会連合会長	
	2	杉崎光男	民生委員児童委員協議会会長	再任
	3	田中由香里	主任児童委員	再任
	4	瀧野昌平	久野小学校同窓会長	再任
	5	近藤正浩	久野保育園長	再任
	6	山田智明	P T A会長	再任
	7	永井桂子	子ども会連絡協議会代表	
	8	小島順子	スクールボランティアコーディネーター	再任
	9	廣川登	農園ボランティア	再任
	10	石綿敏久	農園ボランティア	再任
	11	平居智基	久野小学校 校長	
	12	瀬戸哲子	久野小学校 教頭	再任
	13	八木規孝	久野小学校 統括教諭（教務担当）	再任
富水小学校	1	木村秀昭	富水地区自治会連合会長	再任
	2	府川悟志	富水地区青少年育成協議会	再任
	3	香川勝久	語り聞かせさざなみ会代表	再任
	4	小関ひとみ	富水地区主任児童員	
	5	加藤紀元	富水小学校同窓会長	再任
	6	阿部祥典	富水小学校 P T A会長	
	7	内田陽子	スクールボランティアコーディネーター	再任
	8	立山和也	富水地区まちづくり委員会文化・教育分科会	再任
	9	清水陽子	元 P T A 本部役員	再任
	10	高橋大明	富水小学校 校長	
	11	山本礼子	富水小学校 教頭	
	12	笹森祐之	富水小学校 総括教諭	
町田小学校	1	柳下登	自治会連合会長	再任
	2	出野正一	町田学区青少年育成協議会会長	再任
	3	瀬戸昌子	民生児童協議会会長	再任
	4	田嶋浩充	同窓会会長	再任
	5	清水典子	清水内科クリニック院長	再任
	6	落合千博	主任児童委員	再任
	7	松本浩	主任児童委員・P T A会長	再任
	8	神野眞理	P T A 役職経験者	再任
	9	西村彰博	町田小学校 校長	再任
	10	藪謙二	町田小学校 教頭	再任
	11	秦順子	町田小学校 教務	

学校名	NO	氏名	所属	適用
下府中小学校	1	横田八郎	自治会代表（中里1区-1）	再任
	2	宮崎淳子	地区有識者中里文庫スマイルボランティア	再任
	3	山田徹夫	下府中地区民生委員児童委員協議会会長	
	4	瀬戸茂	美濃里会会長元PTA会長	再任
	5	大塚聡子	主任児童委員	再任
	6	加藤智晃	元PTA会長	再任
	7	森重宏明	下府中コミュニティshin2会長	再任
	8	高田隆	PTA会長	
	9	夏苺正子	放課後子ども教室コーディネーター	再任
	10	小池貴子	スクールボランティアコーディネーター	
	11	納今日子	下府中小学校 校長	再任
	12	力石清	下府中小学校 教頭	
	13	川口敦	下府中小学校 教務	
桜井小学校	1	下田成一	同窓会会長	再任
	2	窪田寛	元連合会長	再任
	3	小澤治枝	民生委員協議会会長	再任
	4	宮内宏人	連合自治会長	再任
	5	深野ゆかり	元学校評議員	再任
	6	石黒智彦	青少年育成会会長	再任
	7	中嶋輝美	桜井ひろば土曜クラブ会長	再任
	8	渡邊智昭	PTA会長	再任
	9	京相芙佐子	スクボラコーディネーター	
	10	中島基行	桜井小学校 校長	再任
	11	林健一郎	桜井小学校 教頭	
	12	長崎みき	桜井小学校 学校職員	再任
千代小学校	1	沖山明	上府中連合自治会長	再任
	2	田邊淳子	上府中民生児童委員協議会会長	再任
	3	和田とし江	主任児童委員	再任
	4	杉原由一	PTA会長	
	5	神野直子	スクールボランティアコーディネーター	再任
	6	佐藤千恵子	学識経験者	再任
	7	菴原晃	千代小学校 校長	再任
	8	秦睦美	千代小学校 教頭	
	9	長谷川正	千代小学校 教務	再任
下曾我小学校	1	曾我祐行	自治会連合会長	再任
	2	竹下啓子	社会福祉協議会会長	再任
	3	望月さつき	民生委員児童委員協議会会長	再任
	4	菅沼正之	老人クラブ連合会長	
	5	内山健治	下曾我体育協会会長	再任
	6	川久保和美	下曾我応援団ぶらむ代表	再任
	7	柿原愛	下曾我学区連合子ども会会長	
	8	菅原史佳	元PTA会長	再任
	9	二見眞一郎	PTA会長	再任
	10	近藤友美	ボランティアコーディネーター	再任
	11	安多寿子	下曾我小学校 校長	再任
	12	山口博	下曾我小学校 教頭	再任
	13	福島弥生	下曾我小学校 総括教諭	再任

学校名	NO	氏名	所属	適用
国府津小学校	1	川口博三	国府津地区自治会連合会長	再任
	2	杉山大輔	国府津地区青少年健全育成協議会長	再任
	3	折金典男	民生委員・児童委員協議会長	再任
	4	古谷浩	国府津地区体育振興会長	再任
	5	小川新治	国府津中学校PTA会長	再任
	6	海野晋祐	国府津小学校PTA会長	
	7	關水奈子	国府津地区主任児童委員	再任
	8	石塚達義	石塚保育園園長	再任
	9	菅原理恵	国府津小学校スクボラコーディネーター	再任
	10	金井美鈴	国府津中学校スクボラコーディネーター	再任
	11	市川嘉裕	国府津中学校 校長	再任
	12	伊豆浦貴	国府津中学校 教頭	再任
	13	手塚高弘	国府津小学校 校長	再任
	14	伊藤由紀	国府津小学校 教頭	
酒匂小学校	1	讓原春夫	酒匂・小八幡自治会連合会長	再任
	2	高橋美智子	酒匂地区主任児童委員	再任
	3	山梨貴司	酒匂学区連合子供会会長	再任
	4	向笠弘子	酒匂幼稚園園長	再任
	5	小瀬村晴美	さくら保育園園長	再任
	6	長谷川公子	桃重保育園園長	再任
	7	栗原稔育	酒匂地区社会福祉協議会会長	再任
	8	小嶋禎子	学識者	
	9	ギャリッシュ明予	酒匂小学校PTA会長	
	10	須藤光雄	酒匂小学校同窓会長	再任
	11	倉澤良一	酒匂小学校 校長	再任
	12	安田恵美子	酒匂小学校 教頭	再任
	13	卯月隆	酒匂小学校 教務	再任
片浦小学校	1	鈴木裕章	連合自治会長	
	2	鈴木由行	片浦小学校同窓会長	
	3	松本公子	片浦地区民生児童委員協議会会長	再任
	4	宮川直史	片浦連合自治会学校担当	
	5	中島仁	片浦地区青少年健全育成協議会会長	再任
	6	矢郷史郎	片浦小学校PTA会長	
	7	西山穂高	片浦地区体育協会会長	再任
	8	箴島美咲	小規模特認校代表	再任
	9	松本礎子	スクールボランティアコーディネーター	再任
	10	渡邊千幸	早川保育園長（学識経験者）	再任
	11	中島正視	城山中学校 校長（学識経験者）	再任
	12	石井美佐子	片浦小学校 校長	

学校名	NO	氏名	所属	適用
曾我小学校	1	長田尚夫	同窓会副会長・元教育長・元社協会長	再任
	2	新鹿勲	曾我地区自治会連合会長	再任
	3	和田雅邦	青少年健全育成協議会長	再任
	4	柏木良子	前青少年健全育成協議会長	再任
	5	関野晃弘	民生委員児童委員協議会副会長	再任
	6	佐藤由美	曾我地区主任児童委員代表	再任
	7	柏木昇	曾我小学校PTA会長	再任
	8	今藤聡大	曾我小学校PTA副会長	
	9	石井典克	曾我小おやじの会代表	再任
	10	小澤沙友里	スクールボランティアコーディネーター	再任
	11	椿清一	曾我小学校 校長	再任
	12	新川典近	曾我小学校 教頭	
	13	松尾裕子	曾我小学校 教務	再任
東富水小学校	1	加藤敏	自治会連合会長	再任
	2	磯崎伸子	民生委員児童委員協議会長	再任
	3	奥津貴子	主任児童委員	再任
	4	和田正樹	青少年育成会長	再任
	5	一寸木庸子	スクールボランティアコーディネーター	再任
	6	中村義博	計算・クラブボランティア	再任
	7	渡部ゆかり	東富水幼稚園長	再任
	8	川邊裕樹	PTA会長	再任
	9	井上久美	PTA副会長	
	10	栢沼竜彦	PTA副会長	
	11	米山好絵	東富水小学校 校長	
	12	下川哲也	東富水小学校 教頭	再任
	13	高橋美穂	東富水小学校 総括教諭 カリキュラム・地域連携	
前羽小学校	1	瀧澤純	前羽自治会連合会長	再任
	2	椎野尚	前羽民生委員児童委員協議会長	再任
	3	峯尾由紀子	前羽民生委員主任児童委員	再任
	4	富瀬一枝	スクールボランティア	再任
	5	北村千波	スクールボランティアコーディネーター	再任
	6	吉際史明	前羽小学校PTA会長	再任
	7	阿久津珠美	前羽小学校PTA副会長	再任
	8	小野澤真由美	前羽小学校PTA副会長	
	9	津田早紀	前羽小学校 校長	
	10	三島真一郎	前羽小学校 教頭	再任
	11	曾我重康	前羽小学校 教務	

学校名	NO	氏名	所属	適用
下中小学校	1	佐藤瑠里子	P T A 会長	
	2	足立由美	主任児童委員	再任
	3	石塚ミドリ	民生委員児童委員協議会長	再任
	4	内田佳織	主任児童委員	再任
	5	加藤哲男	社会福祉協議会長	
	6	清水玲子	青少年健全育成協議会長	再任
	7	森下康二	自治会連合会会長	
	8	富松国雄	保護司	再任
	9	中島慶太	下中小学校 校長	再任
	10	山田明子	下中小学校 教頭	
	11	伊藤園栄	下中小学校 教務	
矢作小学校	1	内田静一	前下府中地区連合自治会副会長	再任
	2	荒木慶一	下府中地区連合自治会長	
	3	川本裕之	下府中体育振興会長	再任
	4	永森俊行	下府中青少年育成推進委員会会長	再任
	5	山田加居	矢作幼稚園長	再任
	6	内田美保子	下府中地区主任児童委員	再任
	7	島田美千代	放課後子ども教室スタッフ	再任
	8	古藤貴久	矢作小学校 P T A 会長	再任
	9	井上智子	矢作小学校 校長	再任
	10	松室裕	矢作小学校 教頭	新任
	11	讓原光子	矢作小学校 教務	再任
報徳小学校	1	鍵和田悟	新屋田自治会長・広域避難所運営委員会委員長	再任
	2	内海勇	小台自治会長・広域避難所運営委員会副委員長	再任
	3	渡邊富雅	柳新田自治会長	
	4	鈴木俊弘	西栢山自治会長	
	5	柳井由美子	小田原市民生委員児童委員	再任
	6	井上淳一	報徳会会長・子どもを守る会代表	再任
	7	小澤安久	有識者	再任
	8	根津憲一	有識者	再任
	9	中嶋真樹	報徳小学校 P T A 会長	再任
	10	田畑昌子	報徳小学校スクボラコーディネーター	
	11	加藤佳代	報徳小学校 校長	
	12	小林敦	報徳小学校 教頭	再任
	13	物部典彦	報徳小学校 教務	再任
豊川小学校	1	植村久夫	豊川地区自治会連合会長	再任
	2	山室秀子	豊川地区民生児童委員協議会長	
	3	門松一枝	学識経験者	再任
	4	栢沼行雄	豊川地区社会福祉協議会長	
	5	有賀かおる	豊川地区主任児童委員	再任
	6	山室悦子	豊川地区主任児童委員	再任
	7	奥津隆宏	豊川小学校 P T A 会長	
	8	石井昇	豊川小学校前 P T A 会長	再任
	9	小野美和	スクールボランティアコーディネーター	再任
	10	栗原光	豊川小学校 校長	
	11	瀬戸由里子	豊川小学校 教頭	再任
	12	小田知也	豊川小学校 教務	

学校名	NO	氏名	所属	適用
富士見小学校	1	関野次男	自治会長（富士見代表）	再任
	2	久保田哲夫	自治会長（酒匂代表）	
	3	五十嵐尚美	民生児童委員（酒匂）	再任
	4	鈴木かおり	主任児童委員（酒匂）	再任
	5	佐々木さだ子	民生児童委員（南鴨宮）	再任
	6	杉山ひとみ	主任児童委員（南鴨宮）	再任
	7	門松圭介	P T A 会長	再任
	8	菊池正敏	ゆりかご園園長	
	9	稲葉由希奈	スクールボランティアコーディネーター	
	10	加藤裕之	富士見小学校 校長	再任
	11	楠喜久子	富士見小学校 教頭	再任
	12	星野真吾	富士見小学校 教務主任	
城山中学校	1	土谷正光	連合自治会長（緑地区）	
	2	加藤芳永	連合自治会長（万年地区）	
	3	渡辺光男	連合自治会長（幸地区）	
	4	本多誠一	連合自治会長（十字地区）	
	5	鈴木裕章	連合自治会長（片浦地区）	
	6	鈴木あさみ	学識経験者	
	7	鈴木悌介	学識経験者	
	8	中畑幹雄	三の丸小学校 校長	
	9	石井美佐子	片浦小学校 校長	
	10	小澤澄生	城山中学校 P T A 会長	
	11	中島正視	城山中学校 校長	
	12	宮坂宗篤	城山中学校 教頭	
	13	椎橋泰之	城山中学校 教務主任	

合計 316 名（新任 97 名、再任 219 名）

ステップアップ調査について

1 経緯

本市では、これまで全国学力・学習状況調査の結果をもとに児童生徒の学力を把握し、学力向上に向けて取り組んできた。

本市の平均正答率は、悉皆での実施となった平成 25 年度以降、概ね全国平均程度とされる平均正答率の±10%以内にあるものの、平均を下回ることが多い状況にある。

学力の向上を図るためには、児童生徒一人一人の成長の度合いを客観的なデータとして測り、データ（エビデンス）に基づいた指導の改善、充実が必要であると考えてきた。

そのため、児童生徒一人一人の学力の伸びを捉えることができる「ステップアップ調査」をモデル実施することとした。

モデル校に対しては教育指導課が継続的に関わり、授業改善につながる校内研究や新学習指導要領の求める資質・能力を身につける学びのあり方についての研究を進めていく。

2 ステップアップ調査について

(1) 目的

- ・児童生徒一人一人の学力を伸ばす教育を推進するため、児童生徒の学力や学習に関する事項等を把握し、指導の工夫改善を図る。

(2) 特徴

- ・埼玉県が平成 27 年から実施している方式の調査。
- ・小学校 4 年生から中学校 3 年生まで継続して調査することで、児童生徒一人一人の学力の伸びを見ていく。
- ・同一の児童生徒へ実施した学校・学級での指導の結果を、学力の伸び（経年変化）で検証する。
- ・児童生徒の非認知能力や学習方略にも注目する。
- ・PISA（国際学力到達度調査）と同様の調査手法により、問題に難易度を設定しており、学力を「学力のレベル」としてとらえることができる。

(3) 対象

- ・令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年間、モデル校として泉中学校区（泉中学校・富水小学校・東富水小学校）、酒匂中学校区（酒匂中学校・酒匂小学校・富士見小学校）の計 6 校を指定して実施する。

※各小学校から同じ中学校へ進学することと学校規模を考慮

(4) 調査内容

①児童生徒に関する調査

小学校4年生から中学校3年生まで(令和3年度は、中学3年生の実施はしない)

ア 教科に関する調査

国語、算数・数学

イ 質問紙調査

学習への取組方法や学習意欲等に関する事項

②学校及び市町村教育委員会に対する調査

学校における教科指導の方法等に関する事項

教育委員会の施策に関する事項

(5) スケジュール

<令和3年度>

- ・調査結果からわかる児童生徒の学力や学習状況を指導に活用する。

時 期	内 容
4月26日	ステップアップ調査実施(富士見小学校は28日)
8月～9月	個人結果票の返却
	調査結果の見方、活用の仕方についての研修
9月～	調査結果を活用した取組の実施

※参考 全国学力・学習状況調査…5月27日(木)

<令和4年度>

- ・学力や学習状況の「伸び」から、変化の大きい学校、学年の取組について検証し、学びを充実させる実践をする。

<令和5年度>

- ・学力や学習状況の「伸び」から、変化の大きい学校、学年の取組について検証し、学びを充実させる実践をする。
- ・本調査の有効性について検証し、令和6年度以降の実施の在り方について検討する。

※モデル校を「新たな学び」研究推進校として、教育指導課が調査の活用や校内研究、ICT活用などについて継続的にサポートを行う。

(6) その他

- ・調査に関する教育委員会への助言を文部科学省総合教育政策局調査企画課教育DX室室長補佐 大根田 頼尚氏にいただく。
- ・実施に係る資材の準備、採点、集計は委託業者が行う。

保護者の皆様へ

「ステップアップ調査」を実施します。

(※一部の小中学校をモデル校として実施)

小田原市では、

小田原市教育委員会
教育指導課教育研究所

子どもたち一人ひとりの成長を支え、 一人ひとりを確実に伸ばす教育を進めます！

大切なことは、一人ひとりのお子さんが
「どれだけ成長できているか」です！



小中学校の段階は、お子さんたちの「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育む大切な時期です。お子さんたちを見ると、伸びる時期やスピードは様々ですが、一人一人は確実に成長しています。

本市では、お子さんたちが現在の学力を知り、「どれだけ自分が伸びたか」を実感し、自信を深めていくことを大切にしたいと考えています。そして、自信をもったお子さんたちが、自分をさらに伸ばし、自分のよさを生かしていけるよう、効果的な指導方法を発掘し、学校、市が共有しながら子どもたちの成長につなげていきたいと思えます。

本調査は、「学習した内容がしっかりと身につけているのか」という視点だけでなく、「一人ひとりの学力がどれだけ伸びているのか」という視点を加えた調査です。

★★ペーパーテスト★★
(教科に関する調査)

学習の積み重ねが 「学力の伸び」に つながります！

毎年の調査結果を見比べることによって、1年間の学習の積み重ねが「学力の伸び」として見られます。
(※「学力の伸び」は本調査の2年目以降に見られます。)

★★アンケート★★
(子どもたちへの質問紙調査)

「自己肯定感」 「学びに向かう意欲」 「規律ある態度」も 大切な力です！

子どもたちの成長にとって大切な「自己肯定感」や「学びに向かう意欲」、「規律ある態度」等も見られます。

☆☆ 調査の内容 ☆☆

- 調査実施日：令和3年4月26日（月）
- 調査対象：小学校4年生～中学校2年生
- 調査事項
 - (1) 教科に関する調査：2教科（国語、算数・数学） ※前学年までの内容
 - (2) 質問紙調査（アンケート）：学習意欲、生活習慣等に関する事項
- 結果の返却：令和3年9月以降（子どもたち一人ひとりに個人票で提供します）

☆☆ 個人票について ☆☆

個人票には、以下の内容等が記載されています。

① 学力のレベル

※前年度と今年度のバーの位置を比べることによって、自分の学力の伸びを把握することができます。

- ② 学習に関するアドバイス
- ③ 教科の領域別正答率
- ④ 全体の正答率分布図

その他、生活習慣に関わる項目の達成状況等、記載しています。

「よいところ」「努力が必要なところ」を把握して、さらに成長するためにどうするか考えることが大切です。
学校でも家庭でも、子どもたちの成長したところを認め、温かく見守っていきたいですね。



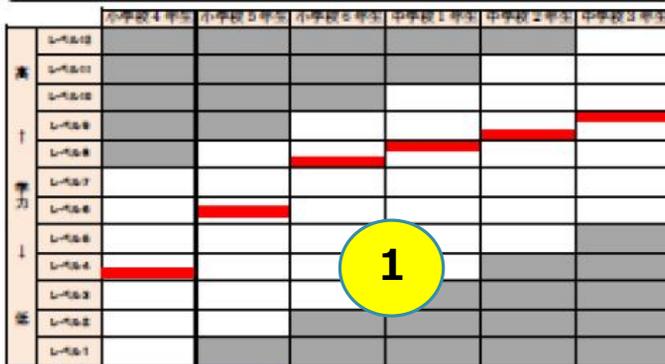
国語

教科に関する調査結果

今までの学力の変化

あなたの学力は、「レベル9」の中で伸びがありました。

例



学習に関するアドバイス

あなたの国語の学力は、昨年度1年間の学習により、着実に伸びています。自分の努力に自信を持ち、今後も学習に取り組んでいきましょう。授業への取り組み方や学習習慣を見直し、改善することで、さらに大きく伸びることが期待できます。
話すこと・聞くこと・書くことは大変よくできました。さらに力を伸ばすために、読書をする時には同僚などにチャレンジし、複数の意見を比べながら聞き、限定的な提案をまとめたり、発言が目的に合っているか考えたりしながら、読書を上手に進めましょう。書く時には、起承転結や起承結転のいろいろな形で伝えたいことが表現できるように心がけるとよいです。
また、文学的な文章は、情景や人物の描写が豊かになり、読者の心へ影響を及ぼしながら読みましょう。説明的な文章は、考へるべき点ごとに整理して読むとよいです。
今回のあなたの学力レベルを参考に、県ホームページの「復習シート」を活用して、さらに自分の力を高めていきましょう。

2

教科の領域別正答率

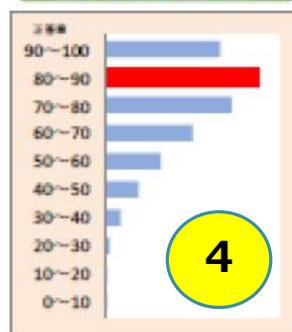
領域	正答数	総数	正答率(%)	県平均正答率(%)
ア	5	5	85.7	75.3
イ	8	9	88.9	78.5
ウ	10	15	71.4	70.0
合計	24	30	80.0	73.8

3



あなたの正答率は実線(◇)、県平均正答率は点線(◇)です。

県全体の正答率分布



4

あなたの正答率は、県全体の正答率分布図の赤い棒の位置と一致しています。

小田原市立幼稚園の園児数減少への対応指針（案）

1 指針の目的

本市では、平成 28 年 3 月に「今後の公立幼稚園のあり方に関する基本方針（以下「基本方針」という。）」、平成 31 年 3 月に「小田原市公立幼稚園・保育所の今後のあり方（以下「今後のあり方」という。）」を策定し、園児数が減少している市立幼稚園の将来について、統合や廃止といった措置が必要である、との方向性を示してきた。

市立幼稚園の園児数は、平成 27 年 5 月 1 日から令和 3 年 5 月 1 日までの 6 年間で半数以下となっており、少子化や保育所ニーズの高まりを考慮すると、今後も減少傾向は続くものと考えられる。

幼稚園では、園児同士が様々な活動や体験によって「ともに学び育つ」ことが何より大切であるが、園児数の減少により、適切な幼児教育を提供することが難しい状況にあるため、「基本方針」や「今後のあり方」を踏まえ小田原市立幼稚園の園児数減少への対応指針を策定するものである。

2 園児数の最低基準

幼稚園の適正規模について具体的な定めはないが、平成 23 年度文部科学省委託事業の「幼児集団の形成過程と共同性の育ちに関する研究（社団法人幼児教育研究会）」には、「個に応じた援助を行い集団の形成過程を大切にし協同性の育ちを培うためには、1 学級に 3 歳児でも 20 人前後 4、5 歳児は 21 人以上 30 人くらいの集団が適切である」と示されている。

また、本市の「基本方針」では、公立幼稚園の適正配置の考え方として「1 学年の学級数は複数学級を基本とし、学級定員は 20 人から 30 人程度を基準」としている。

そこで、これらに示されている規模を適正規模と捉えた上で、集団の中で園児の発達段階に応じた様々な経験が得られる最低限の園児数を次のとおり定める。

(1) 最低基準

- | | | |
|---|----------|------|
| ア | 1 学年の園児数 | 15 人 |
| イ | 1 園の総園児数 | 30 人 |

3 最低基準を下回った場合の対応

(1) 最低基準を下回った場合の対応

この指針に定める最低基準を下回った市立幼稚園においては、「今後のあり方」において示した公立施設が果たす役割を踏まえながら、統合・廃止を段階的に進めていくことを前提に、次の対応を検討することとする。

ア 複式学級の実施

イ 翌年度の入園児の募集の停止（募集開始後の停止を含む。）

ウ 休園又は閉園

【参考】公立施設が果たす役割（「今後のあり方」より抜粋）

- ①就学前教育・保育の一体的な実践に基づく研究機能としての役割
- ②インクルーシブな環境づくりに対する役割
- ③幼保小の連携、地域との連携促進におけるハブ的な役割
- ④地域の子育て支援の拠点としての役割
- ⑤教育・保育ニーズを量的・地域的に補完する役割

(2) 対応を検討するに当たり考慮する事項

(1) の対応を検討するに当たっては、次の事項を十分に考慮した上で総合的に判断することとする。

ア 保護者、地域住民等との話し合いの状況

イ 当該地域における幼児期の教育・保育の提供体制の確保の状況

ウ 当該幼稚園の代替施設の整備計画の状況

エ その他当該幼稚園のあり方に影響する事項

(3) その他の対応

最低基準を下回った幼稚園においては、対応の検討中においても、近隣園と合同事業等を積極的に取り入れ、子供の健やかな育ちに必要な集団規模の確保に努めるものとする。

4 指針の施行及び見直し

この指針は、令和3年（2021年）10月1日から施行する。

小田原市教育委員会は、今後の本市の幼稚園教育を取り巻く状況等を勘案し、必要に応じてこの指針について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

小田原市立幼稚園の園児数減少への対応指針策定にかかる教育委員意見

令和3年5月25日

委員名	意見
吉田委員	意見なし
森本委員	意見なし
益田委員	意見なし
井上委員	<p>公立幼稚園の役割は、教育・保育ニーズを量的、地域的な受け皿不足を補完することと設置目的が示されている。しかし、近年の働き方改革や女性の社会参加の増加傾向により公立幼稚園のニーズは現状社会には十分に要望が満たされる状況ではないと考える。</p> <p>本市の「基本方針」公立幼稚園の再編の考え方より「1学年の学級数は複数学級を基本とし学級定員は20人から30人程度を基準」と示していることから、園児数の最低基準は</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 1学年の園児数 20人 ② 1園の園児数 40人 <p>と示すことが分かりやすいと思う。現状では6園中3園が該当する。1学年10名でも15名でも該当園はほぼ変わらない。</p> <p>10人以下となったクラスで集団教育をする上で支障となる活動で、幼稚園教諭からの質問回答では、遊びの選択肢の減少・豊かな経験・子どもの発信力・主体的に行動する姿勢など支障面が多く挙げられた。現状において支障面がでていることも否定できないのではないだろうか。健全な幼児教育を実践するためにも早期の改善が必要です。</p> <p>施設の老朽化 ⇒ 設備や環境の改善 教育ニーズ ⇒ 保育ニーズに増大傾向 幼保一体化 ⇒ 認定こども園の早期設置</p> <p>公立幼稚園の統廃合だけでなく認定こども園への変更 子育て世代、特に女性が安心して子育てをしながら働くために、公立幼稚園をニーズに応える形に変えていく認定こども園の新設が急務と考えます。</p>

議案第19号

令和4年度使用教科用図書の採択方針について

令和4年度使用教科用図書の採択方針について、議決を求める。

令和3年5月25日提出

小田原市教育委員会

教育長 柳下 正祐

教科用図書採択方針(案)

小田原市教育委員会

1 令和4年度に使用する教科用図書の採択について

- (1) 小田原市立小学校及び中学校において使用する教科用図書は、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書を除き、「教科書目録(令和4年度使用)」に登載されている教科書のうちから採択する。
- (2) 令和4年度使用教科用図書については、小学校は義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(以下「無償法」という。)第14条の規定に基づき、令和元年度に採択した教科用図書と同一のものを採択する。
中学校は、社会(歴史的分野)を除き、無償法第14条の規定に基づき、令和2年度に採択した教科用図書と同一のものを採択し、社会(歴史的分野)については、2に掲げる教科用図書採択基準に従って採択する。
特別支援学級の教科用図書については、児童生徒の障がいの種類や発達の状態等に鑑み、最もふさわしい内容のものを採択する。
- (3) 採択の公正確保に向けて、採択事務の円滑な遂行に支障をきたさない範囲で、採択に至る経過、採択理由など教科用図書採択に係る情報について積極的な公開に努めるとともに、外部からの不当な働きかけ等により採択が歪められないよう、静ひつな採択環境を確保する。

2 教科用図書採択基準について

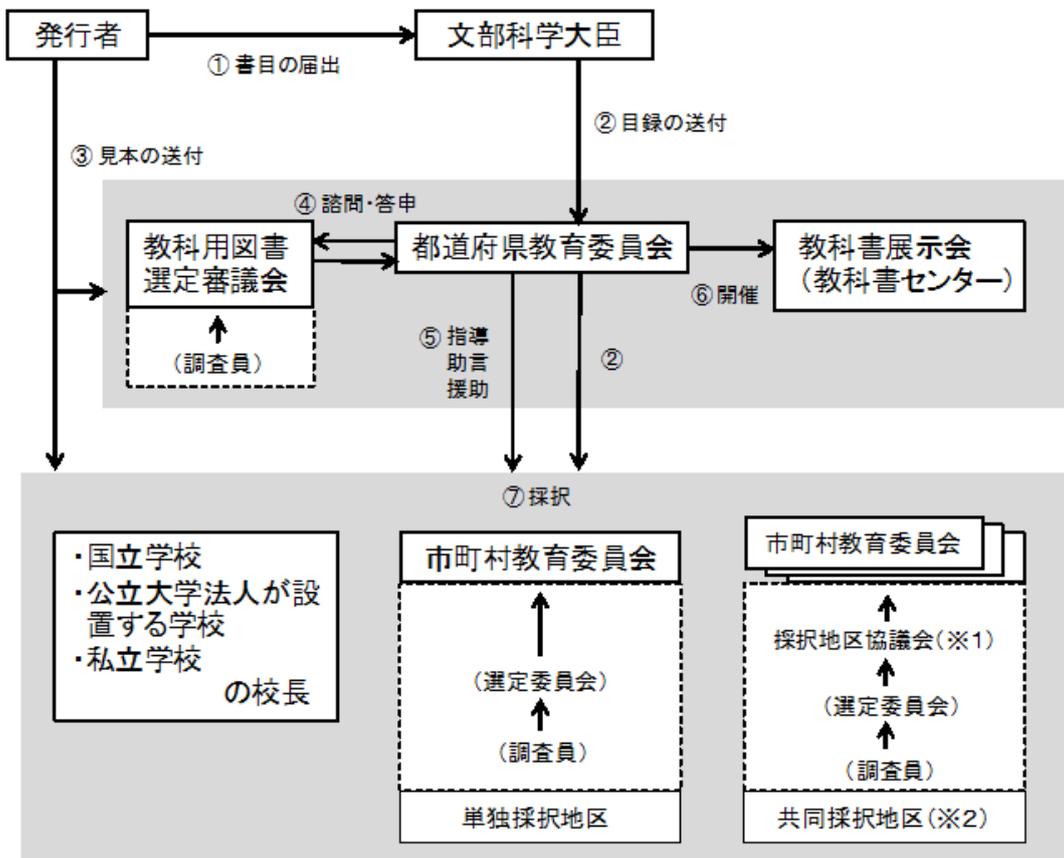
- (1) 各発行者が作成する「教科書編修趣意書」、県教育委員会の「調査研究の結果」並びに令和2年度における採択の理由、検討の経緯及び内容等を踏まえて採択する。
- (2) 採択権者の権限と責任において、公明・適正を期し、採択する。
- (3) 児童生徒、学校、地域等の特性を考慮して採択する。

参 考

令和4年度使用教科用図書採択のスケジュール

会 議 名	日時・場所	出 席 者	内 容
教育委員会定例会	5/25 (火) 18時30分～ 市役所大会議室	教育委員	・教科用図書採択 方針の決定
教科書展示会	6/11 (金)～6/30 (水) 9時00分～17時00分 合同庁舎 2FG会議室	一般市民・教員 教育委員会関係者	
教育委員会定例会	7/27 (火) 18時30分～ 市役所大会議室	教育委員	・採択協議 及び決定

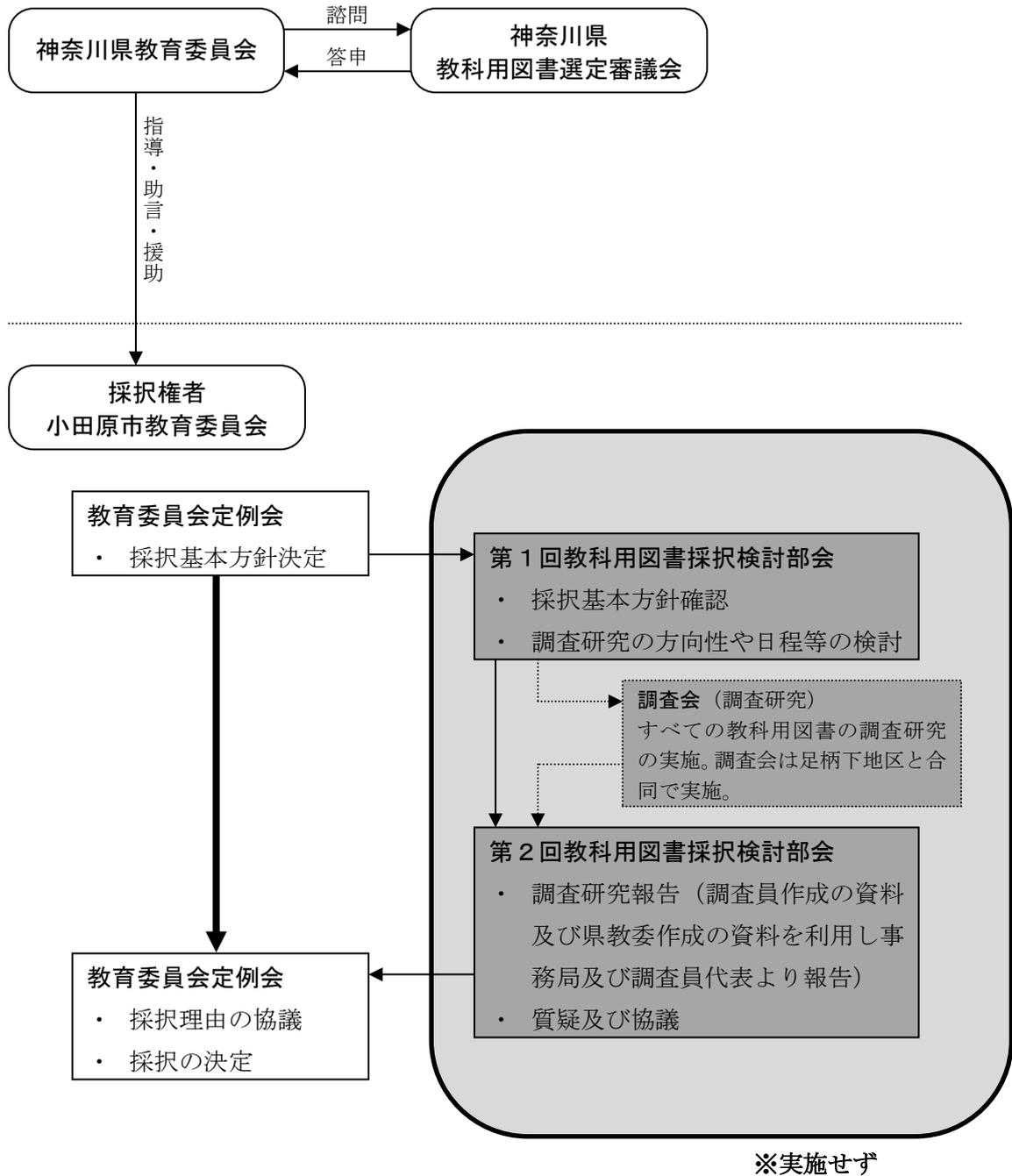
義務教育諸学校用教科書の採択の仕組み



主な根拠法令

- 採択の権限
 - 地教行法第 21 条第 6 号
 - 発行法第 7 条第 1 項
- 採択の方法等、採択の時期
 - 地教行法第 48 条
 - 無償措置法第 10 条、第 11 条、第 13 条、第 14 条、第 16 条、第 17 条
 - 無償措置法施行令第 8 条～第 11 条、第 13 条、第 14 条
 - 発行法第 4 条、第 5 条、第 6 条

令和4年度使用教科用図書採択までの流れ



※主な根拠法令

(別紙3)

採択の権限

地教行法第21条第6号

第21条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

六 教科書その他の教材の取扱いに関すること。

発行法第7条第1項

第七条 市町村の教育委員会、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条第二項に規定する国立学校及び私立学校の長は、採択した教科書の需要数を、都道府県の教育委員会に報告しなければならない。

採択の方法等、採択の時期

地教行法第48条

第48条 地方自治法第245条の4第1項の規定によるほか、文部科学大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県委員会は市町村に対し、都道府県又は市町村の教育に関する事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができる。

2 前項の指導、助言又は援助を例示すると、おおむね次のとおりである。

- 一 学校その他の教育機関の設置及び管理並びに整備に関し、指導及び助言を与えること。
- 二 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導、職業指導、教科書その他の教材の取扱いその他学校運営に関し、指導及び助言を与えること。

無償措置法第10条、第11条、第13条、第14条、第16条、第17条

第三章 採択

(都道府県の教育委員会の任務)

第十条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択の適正な実施を図るため、義務教育諸学校において使用する教科用図書の研究に関し、計画し、及び実施するとともに、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長の行う採択に関する事務について、適切な指導、助言又は援助を行わなければならない。

(教科用図書選定審議会)

第十一条 都道府県の教育委員会は、前条の規定により指導、助言又は援助を行なおうとするときは、あらかじめ教科用図書選定審議会（以下「選定審議会」という。）の意見をきかなければならない。

2 選定審議会は、毎年度、政令で定める期間、都道府県に置く。

3 選定審議会は、条例で定める人数の委員で組織する。

(採択地区)

第十二条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域について、市若しくは郡の区域又はこれらの区域をあわせた地域に、教科用図書採択地区（以下この章において「採択地区」という。）を設定しなければならない。

- 2 都道府県の教育委員会は、採択地区を設定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ市町村の教育委員会の意見をきかなければならない。
- 3 都道府県の教育委員会は、採択地区を設定し、又は変更したときは、すみやかにこれを告示するとともに、文部科学大臣にその旨を報告しなければならない。

(教科用図書の採択)

第十三条 都道府県内の義務教育諸学校（都道府県立の義務教育諸学校を除く。）において使用する教科用図書の採択は、第十条の規定によつて当該都道府県の教育委員会が行なう指導、助言又は援助により、種目（教科用図書の教科ごとに分類された単位をいう。以下同じ。）ごとに一種の教科用図書について行なうものとする。

2 都道府県立の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、あらかじめ選定審議会の意見をきいて、種目ごとに一種の教科用図書について行なうものとする。

3 公立の中学校で学校教育法第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの及び公立の中等教育学校の前期課程において使用する教科用図書については、市町村の教育委員会又は都道府県の教育委員会は、前二項の規定にかかわらず、学校ごとに、種目ごとに一種の教科用図書の採択を行うものとする。

4 第一項の場合において、採択地区が二以上の市町村の区域をあわせた地域であるときは、当該採択地区内の市町村立の小学校及び中学校において使用する教科用図書については、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、協議して種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。

5 前各項の採択は、教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第三百三十二号。以下「臨時措置法」という。）第六条第一項の規定により文部科学大臣から送付される目録に登載された教科用図書のうちから行わなければならない。ただし、学校教育法 附則第九条に規定する教科用図書については、この限りでない。

(同一教科用図書を採択する期間)

第十四条 義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。

第十五条 削除

(指定都市に関する特例)

第十六条 指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下この条において同じ。）については、当該指定都市を包括する都道府県の教育委員会は、第十二条第一項の規定にかかわらず、指定都市の区の区域

又はその区域をあわせた地域に、採択地区を設定しなければならない。

2 指定都市の教育委員会は、第十条の規定によつて都道府県の教育委員会が行なう指導、助言又は援助により、前項の採択地区ごとに、当該採択地区内の指定都市の設置する小学校及び中学校において使用する教科用図書として、種目ごとに一種の教科用図書を採択する。

3 第十三条第三項及び第五項の規定は、前項の採択について準用する。

(政令への委任)

第十七条 この章に規定するもののほか、選定審議会の所掌事務、組織及び運営並びに採択地区の設定、採択の時期その他採択に関し必要な事項は、政令で定める。

無償措置法施行令第8条～第11条、第13条、第14条

(教科用図書選定審議会の設置期間)

第8条 教科用図書選定審議会(以下「選定審議会」という。)を置く期間は、4月1日から8月31日までとする。

(選定審議会の所掌事務)

第9条 選定審議会は、都道府県の教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、及び必要と認めるときは、これらの事項について都道府県の教育委員会に建議する。

一 市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会及び義務教育諸学校(公立の義務教育諸学校を除く。)の校長の行う教科用図書の採択に関する事務について都道府県の教育委員会の行う採択基準の作成、選定に必要な資料の作成その他指導、助言又は援助に関する重要事項

二 都道府県の設置する義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択に関する事項
(選定審議会の委員)

第10条 選定審議会の委員は、次に掲げる者のうちから、都道府県の教育委員会が任命する。この場合において、第1号に掲げる者のうちから任命される委員の数は、委員の定数のおおむね3分の1になるようにしなければならない。

一 義務教育諸学校の校長及び教員

二 都道府県の教育委員会の事務局に置かれる指導主事その他学校教育に専門的知識を有する職員並びに市町村の教育委員会の委員、教育長及び事務局に置かれる指導主事その他学校教育に専門的知識を有する職員

三 教育に関し学識経験を有する者

2 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は、選定審議会の委員となることができない。

(教育委員会規則への委任)

第11条 前条に定めるもののほか、選定審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の教育委員会規則で定める。

(採択地区の設定の特例)

第12条 都の区域のうち支庁の所管区域については、これを郡の区域とみなして、法第12

条第1項の規定を適用する。

(採択の時期)

第13条 義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、当該教科用図書を使用する年度の前年度の8月31日までに行わなければならない。

2 9月1日以後において新たに教科用図書を採択する必要があるときは、すみやかに教科用図書の採択を行わなければならない。

(同一教科用図書を採択する期間)

第14条 法第14条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間（以下この条において「採択期間」という。）は、学校教育法（昭和22年法律第26号）附則第9条に規定する教科用図書を採択する場合を除き、4年とする。

2 採択期間内において採択した教科用図書（以下この条において「既採択教科用図書」という。）の発行が行われなかったこととなつた場合その他の文部科学省令で定める場合には、新たに既採択教科用図書以外の教科用図書を採択することができる。

3 前項に規定する場合（教育課程の基準の変更に伴い既採択教科用図書の発行が行われなかったこととなつた場合を除く。）において、新たに採択する教科用図書についての採択期間は、第1項の規定にかかわらず、既採択教科用図書についての採択期間から文部科学省令で定める期間を控除した期間とする。

発行法第4条、第5条、第6条

第四条 発行者は、毎年、文部科学大臣の指示する時期に、発行しようとする教科書の書目を、文部科学大臣に届け出なければならない。

第五条 都道府県の教育委員会は、毎年、文部科学大臣の指示する時期に、教科書展示会を開かななければならない。

2 教科書展示会に関しては、文部科学省令をもつてその基準を定める。

第六条 文部科学大臣は、第四条の届出に基き目録（義務教育諸学校の教科書については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第八十二号）第十八条第一項に規定する教科用図書発行者の届出に基づくものに限る。）を作成し、都道府県の教育委員会にこれを送付するものとする。

2 都道府県の教育委員会は、前項の目録を当該都道府県の区域内にある第二条第一項に規定する学校に、配布するものとする。

3 発行者は、第四条によつて届け出た教科書の見本を、前条の教科書展示会に出品することができる。

第七条 市町村の教育委員会、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条第二項に規定する国立学校及び私立学校の長は、採択した教科書の需要数を、都道府県の教育委員会に報告しなければならない。

2 都道府県の教育委員会は、都道府県内の教科書の需要数を、文部科学省令の定めるところにより、文部科学大臣に報告しなければならない。

議案第20号

市議会定例会提出議案（令和3年度小田原市一般会計補正予算）に同意することについて

市議会定例会提出議案（令和3年度小田原市一般会計補正予算）について市長から意見を求められたので、本教育委員会は、原案に同意する。

令和3年5月25日提出

小田原市教育委員会
教育長 柳下 正祐

令和3年度小田原市一般会計補正予算 概要

(歳入)

(単位：千円)

科 目	要 求 額	主 な 内 容
(項) 県補助金		
(目) 教育費補助金		
(節) 幼稚園費補助金	1,533	幼稚園園務改善費補助金
合 計	1,533	

(歳出)

(単位：千円)

科 目	要 求 額	主 な 内 容	財 源 内 訳			
			国県支出金	地方債	その他	一般財源
(項) 小学校費 (目) 学校管理費 小学校教育環境整備経費	5,000	学校施設維持・管理事業 ・遊具製作設置委託料				5,000
(項) 幼稚園費 (目) 幼稚園費 幼稚園教育推進経費	2,353	就学前教育・保育充実事業 ・園務システム導入費 端末購入費等	1,533			820
合 計	7,353		1,533			5,820

大窪小学校遊具整備について

1 経緯

匿名の方から、母校である大窪小学校の教育環境の充実に役立ててもらいたいという趣旨で、現金 500 万円の寄附の申出があり、令和 2 年(2020 年)11 月 27 日にこれを受領した。(令和 2 年度(2020 年度) 3 月補正予算で計上済み)

寄附者には、令和 3 年度(2021 年度)に執行する旨のご了解をいただき、当該校において使途を検討した結果、グラウンドに遊具を新設することとした。

2 事業概要

(1) 設置遊具

コンビクライミング(1 基)



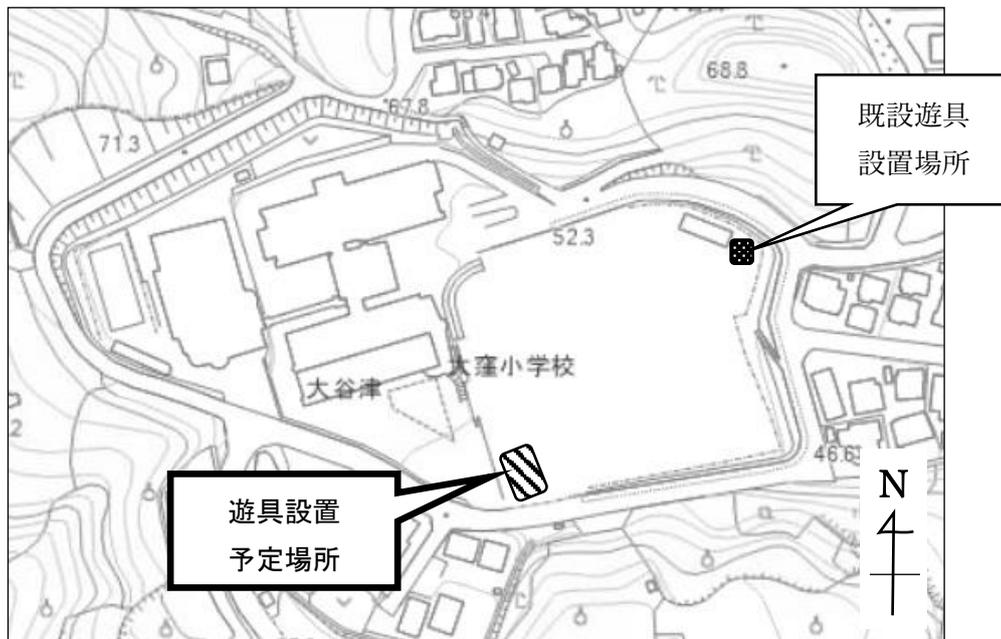
据え置き式吊り橋(3 基)



トンネルネット(1 基)



(2) 設置予定場所



(3) 設置完了 令和 3 年(2021 年)10 月頃

公立保育所・幼稚園園務システム導入事業について

公立保育所・幼稚園においては、新型コロナウイルス感染症や自然災害対応など、緊急時の迅速な保護者連絡を求められることが増えている。また、保護者との保育内容の共有化による円滑な関係づくりは、幼児教育・保育の質の向上を図る上で重要である。併せて、多忙な職員の負担を軽減し、子どもたちに向き合う時間と余裕を生み出していく必要がある。

そこで、公立保育所（5園）・幼稚園（6園）に園務システムを導入し、保護者との連絡体制の強化や事務負担の軽減・効率化を図るとともに、幼児教育・保育の質の向上に向けた環境の改善を図る。

1 目的

- (1) 保護者との連絡体制の強化
携帯アプリを通じた緊急連絡・欠席・遅刻連絡及び園からの配布物の配信
- (2) 職員の事務負担の軽減
各種指導計画、帳票等の作成、作業の効率化
- (3) 幼児教育・保育の質の向上
写真等による保育記録等帳票作成、保護者との保育内容共有強化、事務の効率化による園児と向き合う時間の確保

2 事業費

(千円)

	事業費※	特定財源	一般財源	摘要
保育所 (民生費)	6,037	国庫補助金 2,500	3,537	保育対策総合支援事業費補助金(1/2)
幼稚園 (教育費)	2,353	県補助金(国) 1,533	820	幼稚園園務改善費補助金(国3/4)

※内訳：端末購入費、初期費用（回線敷設・システム設定等）、回線・システム使用料

3 スケジュール（予定）

- 令和3年（2021年）7月～9月 システム選定、契約事務
10月～11月 回線敷設工事、システム設定等、職員研修（～3月）
11月～12月 保護者連絡・登降園記録機能の導入
令和4年（2022年）4月～ 指導計画、保育記録等帳票作成機能等の導入